

デマンドタクシーの運行方法変更について

現 行	変更（案）
<p>運行便数 1日6本</p> <p>① 便 7:30～ 8:30 ② 便 8:30～ 9:30 ③ 便 12:00～13:00 ④ 便 13:00～14:00 ⑤ 便 15:00～16:00 ⑥ 便 17:00～18:00</p>	<p>運行便数を無くし、下記の時間において利用可能とする。</p> <p>◎ 7:30～18:00</p>
<p>予約時間</p> <p>◆完全予約制による運行とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>第①、②便</u>を利用する場合は、前日の午後6時までに予約する。 ・ <u>第③便から第⑥便</u>を利用する場合は、当日の午前10時までに予約する。 	<p>予約時間</p> <p>◆完全予約制による運行とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利用当日午前</u>に利用する場合は、<u>利用</u>前日の午後6時までに予約する。 ・ <u>利用当日午後から</u>利用する場合は、<u>利用</u>当日の午前10時までに予約する。

赤穂市デマンドタクシー「うね・のり愛号」運行仕様書（変更案）

1. 運行目的

① 運行目的	高齢者や自動車運転免許を持たない移動制約者の買い物、通院などへの交通手段として、自宅から市内循環バスゆらのすけ「宮前」停留所など別に定める乗降場所までの間を、中型車両（セダン型）を活用した予約型乗合タクシーを公共交通として運行する。
--------	--

2. 運行エリア

① 運行エリア	有年地区全域 (ただし、乗降場所は、別に定める8カ所とする。)
---------	------------------------------------

3. 乗降場所

① 乗降場所	・宮前停留所・有年診療所・有年公民館・JR有年駅 ・有年郵便局・有年隣保館・有年小学校・原小学校 (有年小学校・原小学校については、通学に使用しない。)
--------	--

4. 運行形態等

① 事業主体	赤穂市
② 運行主体	タクシー事業者
③ 運行形態	区域内運行（予約型乗合タクシー）

5. 運行方法

① 利用対象者	赤穂市民で事前登録した方（介護が必要な方は介護者同伴）
② 運行日	月曜日～土曜日 ※運休日は日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）
③ 運行便数	1日6本
④ ③ 運行時刻	別紙のとおり 7:30から18:00まで

・完全予約制により運行。

・事前登録（名簿）の受付は市役所（企画政策課）で行う。

6. 予約

① 予約方法	タクシー事業者へ予約する。
② 予約時間	◆完全予約制による運行とする。 ・第①、②便を 利用当日午前 に利用する場合は、 利用前日の午後6時 までに予約する。 ・第③便から第⑥便を 利用当日午後 から利用する場合は、 利用当

	<p>日の午前10時までに予約する。</p> <p>◆予約方法</p> <p>・運行するタクシー会社の受付員に「乗合タクシーに乗車したい」ことを伝え、「名前」「乗車日」「乗車場所」「降車場所」「人数」など必要事項をタクシー会社で確認のうえ、受付を完了する。</p>
--	--

7. 運賃の設定

① 運賃	<p>1乗車につき300円</p> <p>ただし、小学生未満は無料とする。(ゆらのすけと同制度)</p>
------	--

8. 車両

① 車両数	<p>常用車両2台(中型車)(旅客定員4名/台)</p> <p>予備車両2台(中型車)(旅客定員4名/台)</p> <p>(予約状況により配車する)</p>
-------	--

- ・タクシー会社において用意し、運行する。また、一般乗用タクシーを乗合タクシーとして兼用する事とする。
- ・住民が一目でわかるよう、「うね・のり愛号」のステッカーを添付する。

9. 運行見直し基準

① 基準の設定	<p>運行見直し基準について、1便あたりの利用者数を1.1人以上/便とする。</p>
---------	--